



5月は
自転車
月間

＼ 自転車は車両です！ /

自転車安全利用五則を守ろう！

新年度が始まり、通学や通勤で自転車に乗る機会が増えた方もいるのではないのでしょうか。それに伴い、自転車に関連する交通事故やルール違反も増えています。改めて自転車の正しい乗り方を確認して、安全に利用しましょう。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを知り、お互いに安全を心がけましょう。



1 自転車は車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。

歩道通行可の
標識等があるとき



「普通自転車の歩道通行可」を示す標識・標示

運転者が児童・幼児・70歳以上の方、
身体障がい者であるとき



安全な通行を確保する
ためにやむを得ないとき

※車道の交通量が多かったり、
車道が狭く危険を感じる時
※工事や駐車車両などで車道の
左側を通れないとき

2 車道は左側を通行する

自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、**安全な速度で徐行**し、歩行者の通行を妨げる場合は**一時停止**しなければいけません。



4 安全ルールを守る

- ◆飲酒運転の禁止
- ◆二人乗りの禁止
- ◆並進の禁止
- ◆夜間はライトを点灯
- ◆信号を守る
- ◆交差点での一時停止と安全確認

5 子どもはヘルメットを着用する

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



ルール違反には
厳しい罰則が
あります！

【自転車の禁止事項と罰則】

× 並進	2万円以下の罰金 または料料	× 一時不停止	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金
× 信号無視	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金	× 無灯火	5万円以下の罰金
× 二人乗り	2万円以下の罰金 または料料	× 携帯 × ヘッドホン × イヤホン × 傘さし	5万円以下の罰金

問 地域安全課 ☎内線1641、1642

新型コロナワクチン3回目および5歳～11歳の接種を実施しています
希望される方は接種券に同封の案内書をよくお読みになり、予約をしてください。詳しくは市ホームページをご覧ください。 問 健康づくり推進課 ☎内線7020、7021

牛久市 新型コロナワクチン



引き続き、
感染対策を
お願いします！